主眼事項及び着眼点（指定共同生活援助　外部サービス利用型）　　今回変更　　　31年10月より改正

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 第１　基本方針第２　人員に関す　　る基準１　指定共同生活　援助事業所の従　業者の員数 (1) 世話人 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し，これに基づき利用者に対して指定共同生活援助を提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定共同生活援助を提供しているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，利用者の意思及び人格を尊重して，常に当該利用者の立場に立った指定共同生活援助の提供に努めているか。(3) 指定共同生活援助事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行っているか。 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（外部サービス利用型指定共同生活援助事業者）が当該事業を行う事業所（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を６で除した数以上となっているか。(例)利用者を12人とし、当該指定共同生活援助事業所における常勤の勤務時間を1週間40時間とした場合、当該事業所における指定共同生活援助の提供に従事する勤務時間の延べ数を、1週間の間に、40時間×(12÷6)人＝延べ80時間以上確保する必要がある。●　世話人の要件等①　世話人は障害者の福祉の増進に熱意があり、障害者の日常生活を適切に支援する能力を有する者でなければならない。②　世話人については、指定共同生活援助事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、一日の活動終了時刻から開始時刻までを基本として、夜間及び深夜の時間帯を設定するものとし、当該夜間時間帯以外の指定共同生活援助の提供に必要な員数を確保するものとする。◎　ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所における世話人の員数については、当分の間、常勤換算方法で、当該夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者の数を10で除して得た数以上とする。 | 法第43条平18厚令171第3条第1項平18厚令171第3条第2項平18厚令171第3条第3項平18厚令171第213条の13法第43条第1項平18厚令171第213条の14平18障発1206001第十三の4(1)①準用第十三の1(1)平18障発1206001第十三の4(1)①準用平18障発1206001第十三の1(3)平18障発1206001第十三の4(1)① |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| (2) サービス管　理責任者 |  　　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又②に掲げる数となっているか。 　①　利用者の数が30以下　1以上 　②　利用者の数が31以上　1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上　◎　サービス管理責任者については，常勤換算方法に　　より，必要な員数の配置が求められるものではないが，サービス管理責任者としての業務を適切に遂行する観点から，必要な勤務時間が確保されている必要があること。　◎　サービス管理責任者については，当該指定共同生　　活援助事業所に置かれる世話人と兼務して差し支えない。ただし，当該指定共同生活援助事業所における入居定員が20人以上である場合については，できる限り専従のサービス管理責任者を確保するよう努めるものとすること。 ◎　サービス管理責任者の要件（　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等）イ　サービス管理責任者は、生活介護の提供に係る管理を行う次の（１）及び（２）に定める要件を満たす者とする。(１)　次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通算して三年以上かつ(四)の期間が通算して三年以上である者（実務経験者）であること。(一)　次のａからｆまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（相談支援の業務）その他これに準ずる業務に従事した期間ａ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者ｂ　児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者 | 平18厚令171第213条の14第1項第2号平18障発1206001第十三の4(1)②準用平18障発1206001第十三の1(4)平18厚告544一のイ～ト |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ｃ　障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（障害児入所施設）、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（老人福祉施設）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（介護老人保健施設）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（介護医療院）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者ｄ　障害者の雇用の促進等に関する法律第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者ｅ　特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者ｆ　健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、(四)に掲げる資格を有する者並びにａからｅまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）(二)　次のａからｅまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にあるａ、ｃ若しくはｄに規定する施設、ｂに規定する事業を行う場所又はｅに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（社会福祉主事任用資格者等）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知 |  |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（訓練等）を行った期間並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務（直接支援の業務）に従事した期間ａ　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者ｂ　障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者ｃ　健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者ｄ　障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者ｅ　特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者(三)　(二)のａからｅまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間(四)　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間(２)　次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であって、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた(二)に定める実践研修修了者（サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（更新研修修了者）であること。た |  |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | だし、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。(一)　サービス管理責任者基礎研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が二年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、ａ又はｂのいずれかの要件を満たすもの（基礎研修修了者）であること。ａ　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生　労働大臣が定めるもの及び指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものに定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容を行うもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（旧相談支援事業従事者基準）に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容を行うものを修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者）であること。ｂ　平成十八年十月一日前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修を修了し、かつ、平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。）であること。(二)　次のａ又はｂのいずれかの要件を満たしている者であって、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。ａ　基礎研修修了者となった日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 者であること。ｂ　平成三十一年四月一日において指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置の一部を改正する告示（平成三十一年厚生労働省告示第百九号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧告示」という。）第一号イの（１）から（５）までのいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったものであること（サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）。ロ　平成三十一年三月三十一日において旧告示第一号イの（１）の(二)、（２）の(二)、（３）の(二)、（４）の(二)又は（５）の規定を満たす者（旧サービス管理責任者研修修了者）については、平成三十六年三月三十一日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。この場合において、当該旧サービス管理責任者研修修了者がサービス管理責任者となるには、同日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。ハ　実務経験者が平成三十一年四月一日以後平成三十四年三月三十一日までに基礎研修修了者となった場合においては、イの(２)の(二)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から三年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。この場合において、当該実務経験者がサービス管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から三年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要する。ニ　イの（２）の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又はロに定める期日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの(２）の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。ホ　サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（指定障害福祉サービス事業所等）においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで、指定障害者支援施設基準第二十三条 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで及び障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該指定障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号及び第二百十五条第二項、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イの（３）、第五条第二項及び附則第四条第二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第二号イの（３）、第十二条第二項及び附則第四条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。ヘ　やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、イの（２）に定める要件を満たしているものとみなす。ト　平成十八年十月一日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令第百七条指定共同生活援助事業所が、同日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は同令第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれ七条に規定する指定共同生活援助、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は同令第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る同令第二百八条第一項、第二百十三条の四第一項又は第二百十三条の十四第一項に規定する指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イの（１）の(一)から(三)までの期間が通算して三年以上である者であって、イの（２）に定める要件を満たすもの*をサービス管理責任者として置くことができる。* |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  (3) 利用者数の　算定(4) 職務の専従(5) 管理者第３　設備に関す　る基準　　設備 | 　(1)及び(2)の利用者の数は，前年度の平均値となっているか。ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。　(1)及び(2)に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。）①　指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。　　（指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は，当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ，又は他の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）②　指定共同生活援助事業所の管理者は，適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者となっているか。　◎　管理者は，原則として，専ら当該指定共同生活援助事業所の管理業務に従事するものである。ただし，以下の場合であって，当該指定共同生活援助事業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねることができる。　　ア　当該指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合　　イ 当該指定共同生活援助事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって，特に当該指定共同生活援助事業所の管理業務に支障がないと認められる場合①　指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又　は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流　の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようになっているか。 ◎　指定共同生活援助事業所の立地については、利用　　者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連帯を確保する観点から、入所施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されることについて、都道府県知事が確認することを求めたものである。　◎　この場合、開設及び指定申請時においては、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の法令の規定や、土地の所有関係により一律に判断するのではなく、指定共同生活援助事業所を開設しようとする場所の現地調査等により、周辺の環境を踏まえ、地域の実情に応じて適切に判断されるべきものである。なお、この規定は、平成18年9月30日において現に存する旧指定共同生活援助事業所の調査を改めて行う必要があることを示したものではないこと。 | 平18厚令171第213条の14第2項平18厚令171第213条の14第3項平18厚令171第213条の15準用平18厚令171第209条平18厚令171第209条平18障発1206001第十三の1(6)準用（第四の1(7)①）平18厚令171第213条の6準用平18厚令171第210条第1項平18障発1206001第十三の2(1)平18厚令171第210条第2項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ②　指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居（サテライト型住居を除く。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計4人以上となっているか。　◎　個々の共同生活住居ごとに指定を行うのではなく、一定の地域の範囲内に所在する1以上の共同生活住居(サテライト型住居を除く。)を指定共同生活援助事業所として指定することとし、当該指定共同生活援助事業所における共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計が4人以上でなければならないものとする。 　　 なお、この場合の「一定の地域の範囲」とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。③　共同生活住居の配置，構造及び設備は，利用者の特性に応じて工夫されたものとなっているか。④　共同生活住居は，その入居定員は2人以上10人以下となっているか。　　ただし，既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては，当該共同生活住居の入居定員は2人以上20人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは30人）以下となっているか。⑤　既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。 ア　「共同生活住居」とは、複数の居室に加え、居間、食堂、便所、浴室等を共有する1つの建物をいう。　　　ただし、マンション等の建物において、複数の利用者が共同生活を営むことが可能な広さを有する住戸については、当該住戸を共同生活住居として捉え、ワンルームタイプなど、これに該当しない住戸については、建物内の複数の住戸を共同生活住居として定めるものとする。 　 　なお、マンション等の建物内において、複数の共同生活住居を設置する場合における当該複数の共同生活住居の入居定員の合計数が、基準第210条第4項及び第5項に規定する共同生活住居の入居定員を超える場合にあっては、マンション等の建物内の全ての住戸を共同生活住居とすることは認められない　　こと。　 　 また、特にワンルームタイプなどの複数の住戸を共同生活住居として認める場合には、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境作りなどに配慮されたい。　イ　共同生活住居の配置、構造及び設備については、　例えば、車いすの利用者がいる場合は必要な廊下幅の確保や段差の解消を行う等、利用者の障害特性に応じて工夫されたものでなければならない。 | 平18障発1206001第十三の2(2)平18厚令171第210条第3項平18厚令171第210条第4項平18厚令171第210条第5項平18障発1206001第十三の2(3) |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　ウ　アの規定にかかわらず、都市部など土地の取得が極めて困難な地域等であって、次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれにも該当するものとして、都道府県知事が特に必要と認めた場合においては、1つの建物の中に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。なお、この場合の一のユニットの入居定員は6人以下とすることが望ましいこと。　　　(ｱ) 地域で生活している障害者等との常時の連絡体制の確保、緊急一時的な宿泊の場の提供など地域で暮らしている障害者等を支援するための事業又は地域の関係機関と連絡調整を行うコーディネート事業を行うこと。具体的には、指定地域定着支援事業や指定短期入所事業、若しくは、「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発第0801002号)の別紙1「地域生活支援事業実施要綱」の別記11の(8)イの(イ)のコーディネート事業又はこれらに準 ずるものを指定共同生活援助事業と併せて実施 することが考えられる。　　　 (ｲ) (ｱ)の機能を当該共同生活住居に付加的に集 約して整備することが障害福祉計画に地域生活支援拠点の整備の一環として位置づけられていること (ｳ) 1つの建物であっても、入り口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されていること (ｴ) 1つの建物に設置する複数の共同生活住居の入居定員の合計数が20人以下(短期入所(空床利用 型を除く。)を行う場合、当該短期入所の利用定員数を含む。)であること　エ　サテライト型住居と一体として運営される本体住居及びサテライト型住居については、サテライト型住居の入居者から適切に通報を受けることができるよう、それぞれの住居に必要な通信機器を設けるものとすること。なお、当該通信機器については、必ずしも当該本体住居に設置され固定されている必要はなく、携帯電話等であっても差し支えないこと。　オ　一の共同生活住居の入居定員は、次のとおりとする。　　(ｱ) 平成18年10月1日以降新規に設置する場合　 2人以上10人以下 (ｲ) 既存の建物を共同生活住居として利用する場合　　　　　 2人以上20人以下 (ｳ) 都道府県における指定共同生活援助及び外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合　　　　　 21人以上30人以下 (ｴ) 都市部等土地の取得が極めて困難な地域におい て、入居定員が10人以上の既存の共同生活住居を改築する場合であって、近隣の住宅地等に新たに土地を確保できないなど改築後に共同生活住居を複数に分けて設置することが極めて困難であると都道府県知事が認めた場合　　　　　 2人以上30人以下(ただし、改築後の共同生活住居の入居定員は、改築する時点の当該共同生活住居の入居定員と同数を上限とする)⑥　共同生活住居は，1以上のユニットを有するほか，日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。⑦　ユニットの入居定員は，2人以上10人以下となっているか。 | 平18厚令171第210条第6項平18厚令171第210条第7項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ⑧　ユニットには，居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けているか。　その基準は次のとおりとなっているか。　ア 1の居室の定員は，1人とすること。　　（ただし，利用者のサービス提供上必要と認められる場合は，2人とすることができる。） イ　1の居室の面積は，収納設備等を除き，7.43平方メートル以上とすること。 ◎　「ユニット」とは、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される生活単位をいい、共同生活住居については、1以上のユニットを設けるものとし、当該ユニットごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとするが、利用者に対して、適切な指定共同生活援助の提供に支障がない場合は、この限りではない。なお、この場合の留意点は次のとおりである。　　　ア　ユニットの入居定員は、2人以上10人以下　　　　とする。　　　イ　ユニットには、居室のほか、居間、食堂等の利用者が相互交流を図ることができる設備を設けるものとすること。また、これらの設備(居室を除く。)については、原則として利用者(サテライト型住居を設置する場合は当該サテライト型住居の利用者を含む。)及び従業員が一堂に会するのに十分な広さを確保するものとす　　　　る。　　　ウ　居室の定員については、1人とすること。　　　　 ただし、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ、一の居室を2人で利用することは差し支えないが、指定共同生活援助事業者の都合により一方的に2人部屋とすることは認められないものであること。　　　　 なお、2人部屋については、特に居室面積の基準は示していないが、十分な広さを確保しなければならないものとする。　　　エ　居室の面積は、7.43平方メートル(和室であれば4.5畳)以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。　　　オ　居室とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室とは明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれないこと。ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではない。⑨　サテライト型住居の基準は、次のとおりとなっているか。　ア　入居定員を一人とすること。　イ　日常生活を営む上で必要な設備を設けること。　ウ　居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。　◎　サテライト型住居は、本体住居とサテライト型住居の入居者が、日常的に相互に交流を図ることができるよう、サテライト型住居の入居者が通常の交通手段を利用して、本体住居とサテライト型住居の間を概ね20分以内で移動することが可能な距離に設置することを基本とする。 | 平18厚令171第210条第8項平18障発1206001第十三の2(4)平18厚令171第210条第9項平18障発1206001第十三の2(4) |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | なお、当該距離要件については、移動に要する時間により一律に判断するのではなく、交通基盤の整備状況や気候・地理的な条件等を踏まえつつ、地域の実情に応じて適切に判断すること。　◎　サテライト型住居は、一の本体住居に2か所の設置を限度とする。 　　 ただし、本体住居の入居定員が4人以下の場合は、1か所の設置を限度とする。 　　 なお、一定の地域の範囲内に所在する複数の共同生活住居を本体住居として、1つの建物に複数のサテライト型住居を集約して設置することは認められないこと。　◎　サテライト型住居については、当該サテライト型住居ごとに、原則として、風呂、トイレ、洗面所、台所等日常生活を送る上で必要な設備を設けなければならないものとする。なお、この場合の留意点は次のとおりである。　 　 ア　サテライト型住居の入居定員は、1人とする。 　　 イ　サテライト型住居の居室の面積は、7.43平方メートル(和室であれば4.5畳)以上とされているが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとすること。＜経過措置＞（施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として，指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）　指定障害福祉サービス基準の施行日（施行日）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は，第3の①の規定にかかわらず，当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業を行うことができる。　◎　平成18年9月30日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として利用している旧指定共同生活援助事業所は、第3の規定にかかわらず、引き続き当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助 又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。 　ただし、指定共同生活援助事業者又は 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者 においては、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が地域生活へ移行できるよう、利用者が入所施設又は病院の敷地外にある障害福祉サービス等を積極的に利用できるようにするなど、適切な支援計画を作成するとともに、地域移行推進協議会を設置するよう努めなければならない（施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）指定共同生活援助事業者等は，施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において，指定共同生活援助の事業を行う場合には，当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については，第3の⑦及び⑧の規定にかかわらず，平成18年厚生労働省令第58号（旧指定基準）第109条第2項及び第3項に定める基準によることができる。 | 平18厚令171附則第12条平18障発1206001第十五の6平18厚令171附則第18条 |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | （ 指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）１　第４20(3)は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。２　第二百十一条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。　一 　当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること 二 　当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること３ 　前二項の場合において、第二百八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあっては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。（施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）)　　施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム，精神障害者生活訓練施設，指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホ－ム（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準の施行の後に建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業について，第3の規定を適用する場合においては，当分の間，第3の⑥中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし，第3の⑦のイの規定は，旧精神障害者福祉ホーム（令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く）を除き，当分の間，適用しない。　◎　平成18年9月30日において現に存する身体障害　　者福祉ホーム，精神障害者生活訓練施設，精神障害者福祉ホーム（Ａ型及びＢ型），知的障害者通勤寮，知的障害者福祉ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み，この省令の施行の後に増築され，又は改築される等建物の構造を変更したものを除く）が指定共同生活援助 又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合の設備に関する基準は，次のとおりとする。ア　第3の⑦に掲げるユニットの定員について　　　　　は，「2人以上10人以下」とあるのは，「2人以上30人以下」とする。イ 第3の⑧に掲げる居室の定員及び居室の床面　　　　積については，精神障害者福祉ホームＢ型を除き，適用しないこととす | 平18厚令171附則第18条の2平18障発1206001第十五の９平18厚令171附則第19条平18障発1206001第十五の９ |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 第４　運営に関す　　る基準１　内容及び手続　きの説明及び同　意 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅 介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（受託居宅介護サービス事業所）の名称その他の利用申込者の サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得いるか。(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七条 の規定に基づき、書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。　◎　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所の名称、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。　　　なお、利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。　　　また、利用者との間で当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、　　ア　当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地　 イ　当該事業の経営者が提供する外部サービス利用型指定共同生活援助の内容　 ウ　当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項　 エ　外部サービス利用型指定共同生活援助の提供開始年月日　 オ　外部サービス利用型指定共同生活援助に係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。　　なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 法第43条第2項平18厚令171第213条の17平18障発1206001第十三の4(3)① |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| ２　受託居宅介護サービスの提供３　提供拒否の禁　止４　連絡調整に対　する協力 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。(2) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。　ア　適切かつ円滑な受託居宅介護サービス提供のための必要な措置基準第213条の18第1項は、利用者に対し、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供するため、必要な措置を講じなければならないこととしたものである。「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への受託居宅介護サービスの提供等に関する情報伝達、外部サービス利用型共同生活援助計画と居宅介護計画が整合を図りつつ作成されるよう、協議等を行うことである。 イ　受託居宅介護サービス提供に係る文書による報告 基準第213条の18第2項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービス提供の実施状況を把握するため、受託居宅介護サービス提供の日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させることとしたものである。　指定共同生活援助事業者は，正当な理由がなく，指定共同生活援助の提供を拒んでいないか。　◎　指定共同生活援助事業者は，原則として，利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり，特に，障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは，　　①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合　　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　　③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって，これに該当しない者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対し自ら適切な指定共同生活援助を提供することが困難な場合　　④　入院治療が必要な場合　　　である。　指定共同生活援助業者は，指定共同生活援助の利用にいて市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。◎　指定共同生活援助事業者は，市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業が行う利用者の紹介，地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し，指定障害福祉サービスの円滑な利用の観点から，できる限り協力しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令171第213条の18平18障発1206001第十三の4(3)②平18厚令171第213条の22準用（第11条）平18障発1206001第十四の3(3)準用（第三の3(3)）平18厚令171第213条の22準用（第12条）平18障発1206001第十四の3(3)準用（第三の3(4)） |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| ５　受給資格の確　認６　訓練等給付費　の支給の申請に　係る援助７　心身の状況等　の把握８　指定障害福祉　サービス事業者　等との連携等９　サービスの提　供の記録 | 　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。　◎　指定居宅介護の利用に係る介護給付費を受けるこ　　とができるのは、支給決定障害者等に限られるものであることを踏まえ、指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめなければならないこととしたものである。(1) 指定共同生活援助事業者は，共同生活援助に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っている か。(2) 指定共同生活援助事業者は，共同生活援助に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について，必要な援助を行っているか。　◎　利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い，　　引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には，市町村の標準処理期間を勘案し，あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供するに当たっては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供した際は，当該指定共同生活援助の提供日，内容その他必要な事項を記録しているか。　◎　利用者及び指定共同生活援助事業者が，その時点　　での指定共同生活援助の利用状況等を把握できるようにするため指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供した際には，当該共同生活援助の提供日，提供したサービスの具体的内容，利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては，これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。(2) 指定共同生活援助事業者は，(1)の規定による記録に際しては，支給決定障害者から指定共同生活援助を提供したことについて確認を受けているか。　◎　記録が必要な事項　　ア　指定共同生活援助の提供日　　イ　提供したサービスの具体的内容　　ウ　実績時間数　　エ　利用者負担額　等 | 平18厚令171第213条の22準用（第14条）平18厚令171第213条の22準用（第15条第1項）平18厚令171第213条の22準用（第15条第2項）平18障発1206001第十三の3(3)準用（第三の3(7)）平18厚令171第213条の22準用（第16条）平18厚令171第213条の22準用（第17条第1項）平18厚令171第213条の22準用（第17条第2項）平18厚令171第213条の22準用(第53条の2第1項)平18障発1206001第十三の3(3)準用（第四の3(2)①）平18厚令171第213条準用(第53条の2第2項)平18障発1206001第十三の3(3)準用（第三の3(9)） |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 10　入退居11　入退居の記録　の記載等12　指定共同生活　援助事業者が支　給決定障害者に　求めることので　きる金銭の支払　の範囲等13　利用者負担額　等の受領 |  (1) 指定共同生活援助は，共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供されているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，利用申込者の入居に際しては，その者の心身の状況，生活歴，病歴等の把握に努めているか。(3) 指定共同生活援助事業者は，利用者の退居の際は，利用者の希望を踏まえた上で退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し，退居に必要な援助を行っているか。(4) 指定共同生活援助事業者は，利用者の退居に際して　は，利用者に対し，適切な援助を行うとともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，入居又は退居に際して　は，当該指定共同生活援助事業者の名称，入居又は退居の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項）を利用者の受給者証に記載しているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，受給者証記載事項その他必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しているか(1) 指定共同生活援助事業者が，指定共同生活援助を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは，当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって，当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに，支給決定障害者に対し説明を行い，その同意を得ているか。 　（ただし，12の(1)から(3)までに掲げる支払については，この限りでない。）　◎　指定共同生活援助事業者は，12の(1)から(3)までに規定する額の他曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできないこととしたものであるが，利用者の直接便益を向上させるものについては，次の要件を満たす場合に，利用者等に金銭の支払いを求めることは差し支えないものである。　　①　指定共同生活援助のサービス提供の一環として　　　行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。　　②　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支　　　払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し，説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ていること。(1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は，支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | 平18厚令171第210条の12第1項平18厚令171第210条の22第2項平18厚令171第210条の2第3項平18厚令171第210条の12第4項平18厚令171第210条の13第1項平18厚令171第210条の13第2項平18厚令171第213条準用（第20条第1項)平18厚令171第213条準用（第20条第2項）平18障発1206001第十三の3(3)準用（第三の3(10)）平18厚令171第210条の14第1項平18厚令171第210条の14第2項 |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 14　利用者負担額　に係る管理 | (3) 指定共同生活援助事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額のほか，指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。　①　食材料費　②　家賃〔特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。〕③　光熱水費④　日用品費　⑤　①から④までに掲げるもののほか，指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの◎　訓練等給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認められない。　　　⑤の具体的な範囲については，「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平18障発第1206002号）による。　　　また，入居前の体験的な利用（以下「体験利用」という。）に係る利用者については，利用日数に合わせて按分する等の方法により適切な額の支払いを受けることとする。(4) 指定共同生活援助事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。(5) 指定共同生活援助事業者は，(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　この場合において，当該指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）の依頼を受けて，当該支給決定障害者が同一の　月に当該指定共同生活援助事業者が提供する指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定共同生活援助及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。　　この場合において，当該指定共同生活援助事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令171第210条の14第3項平18障発1206001第十三の3(3)平18厚令171第210条の14第4項平18厚令171第210条の14第5項平18厚令171第213条の22準用（第170条の2第1項）平18厚令171第213の22条準用（第170条の2第2項） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 15　訓練等給付費　の額に係る通知　等16　指定共同生活　援助の取扱方針17　共同生活援助　計画の作成等 | (1) 指定共同生活援助事業者は，法定代理受領により市町村から指定共同生活援助に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は，支給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る訓練等給付費の額を通知しているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，法定代理受領を行わない指定共同生活援助に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指定共同生活援助の内 容，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，共同生活援助計画に基づき，利用者が地域において日常生活を営むことができるよう，当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて，その者の支援を適切に行うとともに，指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，入居前の体験的な利用 を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には，共同生活援助計画に基づき，当該利用者が，継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに，継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしているか。(3) 指定共同生活援助事業所の従業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。(4) 指定共同生活援助事業者は，その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い，常にその改善を図っているか。(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は，サービス管理責任者に指定共同生活援助に係る個別支援計画（共同生活援助計画）の作成に関する業務を担当させている か。(2) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成に当たっては，適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。(3) アセスメントに当たっては，利用者に面接して行っているか。　　この場合においてサービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか。(4) サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定共同生活援助の目標及びその達成時期，指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成しているか。 | 平18厚令171第213条準用（第23条第1項）平18厚令171第213条準用（第23条第2項）平18厚令171第210条の15第1項平18厚令171第210条の15第2項平18厚令171第210条の15第4項平18厚令171第210条の15第4項平18厚令171第213条準用（第58条第1項)平18厚令171第213条準用（第58条第2項)平18厚令171第213条準用（第58条第3項)平18厚令171第213条準用（第58条第4項) |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 18　サービス管理責任者の責務 | 　　この場合において，当該指定共同生活援助事業所が提供する指定共同生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて共同生活援助計画の原案に位置付けるよう努めているか。(5) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成に係る会議（利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し，共同生活援助計画の原案の内容について意見を求めているか。(6) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用者の同意を得ているか。(7) サービス管理責任者は，共同生活援助計画を作成した際には，当該共同生活援助計画を利用者に交付しているか。(8) サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成後，共同生活援助計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。） を行うとともに，少なくとも6月に1回以上，共同生活 援助計画の見直しを行い，必要に応じて共同生活援助 計画の変更を行っているか。◎ (4)から(8)に当たっては，指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえること。(9) サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，　利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うことと し，特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。　①　定期的に利用者に面接すること。　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。(10) 共同生活援助計画に変更のあった場合，(2)から(7) 　 に準じて取り扱っているか。　サービス管理責任者は，共同生活援助計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害　　福祉サービス事業者等に対する照会等により，その者の身体及び精神の状況，当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。　②　利用者の身体及び精神の状況，その置かれている　　環境等に照らし，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し，必要な支援を行うこと。 ③　利用者が自立した社会生活を営むことができるよ　　う指定自立訓練（生活訓練）事業所等との連絡調整を行うこと。　④　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこ　　と。　◎　指定共同生活援助は主として夜間においてサービスを提供するものであるが，指定共同生活援助事業所におけるサービス管理責任者は，利用者が充実した日常生活を営むことができるよう，共同生活援助計画の作成及び次の①から③までに掲げる業務のほか，日中活動サービス等に関する情報提供や日中活動サービス事業所等との連絡調整など，特に，利用者が円滑に日中活動サービス等を利用するための支援を行わなければならない。 | 平18厚令171第213条準用(第58条第5項)平18厚令171第213条準用(第58条第6項)平18厚令171第213条準用(第58条第7項)平18厚令171第213条準用(第58条第8項)平18障発1206001第十三の3(3)準用(第四の3(7) ）平18厚令171第213条準用(第58条第9項)平18厚令171第213条準用(第58条第10項)平18厚令171第210条の16第6項平18障発1206001第十三の3(4) |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 19　相談及び援助20　社会生活上の　便宜の供与等21　介護及び家事　等 | ①　利用申込みに際し，当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと　　②　指定共同生活援助事業所を退居し，自立した日常生活を営むことが可能かどうか，定期的に点検するとともに，自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し，地域生活への移行へ向けた支援を行うこと　　③　他の従業者に対して，指定共同生活援助の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと　指定共同生活援助事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，利用者について，指定自立訓練（生活訓練）事業所等との連絡調整，余暇活動の支援等に努めているか。　◎　利用者が充実した日常生活が営めるよう，利用者の就労先や利用する他の日中活動サービス等との連絡調整や，余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならない。 (2) 指定共同生活援助事業者は，利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について，その者又はその家族が行うことが困難である場合は，その者の同意を得て代わって行っているか。　◎　郵便，証明書等の交付申請等，利用者が必要とする手続等について，利用者又はその家族が行うことが困難な場合は，原則としてその都度，その者の同意を得た上で代行しなければならない。特に金銭に係るものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに，代行した後はその都度，本人に確認を得るものとする。(3) 指定共同生活援助事業者は，常に利用者の家族との連携を図るとともに，利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。(1) 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。(2) 調理，洗濯その他の家事等は，原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めているか。　◎　(2)は、利用者が従業者と調理や洗濯、掃除、買物、レクリエーション、行事等を共同で行うことにより、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにしなければならないこ　　ととしたものである。(3) 指定共同生活援助事業者は，当該利用者に対して利用者の負担により，当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせていないか。 | 平18障発1206001第四の3(8)平18厚令171第213条準用（第60条)平18厚令171第211条の2第1項平18障発1206001第十三の3(6)平18厚令171第211条の2第2項平18障発1206001第十三の3(6)平18厚令171第211条の2第2項平18厚令171第211条第1項平18厚令171第211条第2項平18障発1206001第十三の3(5)平18厚令171第211条第3項 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　(3)は、指定共同生活援助は、当該指定共同生活援助事業所の従業者でない、いわゆる付添者による介護や居宅介護等の他の障害福祉サービスによる介護を、利用者の負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定共同生活援助事業者の負担により、居宅介護等のサービスを利用させることは差し支えない。　　 なお、指定重度障害者等包括支援として提供される指定共同生活援助については、この限りではない。　◎　指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たって、利用者の状態に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるように指定共同生活援助を提供し又は必要な支援を行うものとする。　　 また、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の人格に十分に配慮しなければならない。　◎　サテライト型住居の入居者への支援　　　　サテライト型住居の入居者に対しては、共同生活援助計画に基づき、定期的な巡回等により、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。　　　　なお、この場合の「定期的な巡回等」とは、原則として1日複数回の訪問を行うことを想定しているが、訪問回数及び訪問時間等については適切なアセスメント及びマネジメントに基づき、利用者との合意の下に決定されるべきものであり、サテライト型住居の入居者が本体住居で過ごす時間やその心身の状況等に応じて訪問を行わない日があることを必ずしも妨げるものではないこと。　　 また、訪問時間については短時間に限らず、必要なケアの内容に応じ柔軟に設定すること。　　　　サテライト型住居を設置する指定共同生活援助事業者は、サテライト型住居の入居者が、当該サテライト型住居を退去し、一般住宅等において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該サテライト型住居に入居してから原則として3年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス事業者等との十分な連携を図りつつ、計画的な支援を行うものとする。ただし、サテライト型住居に入居してから3年を超える場合であっても、引き続き当該住居を利用することにより単身生活への移行が具体的に見込まれる場合等については、市町村審査会における個別の判断により、3年を超える利用を認めること。また、指定共同生活援助が不要になっても、当該サテライト型住居の契約を事業者からサテライト型住居の入居者個人に切り替えることでそのまま住み慣れた住居で生活し続けることができるようにするなど、柔軟な運用や配慮を行うこと。 | 平18障発1206001第十三の3(5)平18障発1206001第十三の3(5) |
|  |
| 22　勤務体制の確　保等 | (1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活 援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同 生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。　◎　世話人、生活支援員及びサービス管理責任者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者等との兼務関係等を事業所ごとに明確にすること。 | 平18厚令171第213条の21第1項平18障発1206001第十三の3(8)① |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 23　緊急時等の対　応24　支給決定障害　者に関する市町　村への通知25　管理者の責務26　運営規程 | (2) 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。　◎　同条第5項は、当該指定共同生活援助事業所の従業者の質の向上を図るため、研修への参加の機会を計画的に確保することを規定したものである。　従業者は，現に指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。　①　正当な理由なしに指定共同生活援助の利用に関す　　る指示に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認められるとき。　②　偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け，又は受けようとしたとき(1) 指定共同生活援助事業所の管理者は，当該指定共同生活援助事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。(2) 指定共同生活援助事業所の管理者は，当該共同生活援助事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第14章（共同生活援助）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。(1) 事業の目的及び運営の方針(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容(3) 入居定員(4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額(5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地(6) 入居に当たっての留意事項(7) 緊急時等における対応方法(8) 非常災害対策(9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(10)虐待の防止のための措置に関する事項(11)その他運営に関する重要事項 | 平18厚令171第213条の21第2項平18厚令171第213条の21第1項平18厚令171第213条の21第1項平18障発1206001第十三の3(8) ③平18厚令171第213条準用（第28条）平18厚令171第213条準用（第88条）平18厚令171第213条準用（第66条第1項)平18厚令171第213条準用（第66条第2項)平18厚令171第213条の19 |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 27 受託居宅介護サービス事業者への委託 | ◎　なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業者が運営規程に定める事項に加えて、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地に関する事項を運営規程に定めることが必要である(第5号)。　◎　事業の目的及び運営の方針には、利用者の適切な事業所の選択に資するため、指定共同生活援助事業所であることを明記しておくこと。 ◎　入居定員とは、ユニットごとの入居定員、共同生活住居ごとの入居定員(サテライト型住居を設置している場合は当該サテライト型住居の入居定員を別掲する。)及び指定共同生活援助事業所が有する共同生活住居の入居定員の合計数をいうものであり、それぞれ運営規程に定めなければならないものであること。　　　なお、入居定員には体験利用に係る利用者も含むものであるので、今まで使用してない居室等を活用して体験利用を行う場合は、新たに届け出ること。　◎　指定共同生活援助の内容とは、利用者に対する相談援助、入浴、排せつ及び食事の介護、健康管理、金銭の管理に係る支援、余暇活動の支援、緊急時の対応、就労先又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整等の日常生活を営む上で必要な支援をいうものであり、体験利用を提供する際には、その旨明記しておくこと。◎　その他運営に関する重要事項（第10号） 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。　◎　虐待の防止のための措置に関する事項事業者は，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，あら かじめ運営規程に定めることとしたものである。　　具体的には，　　ア　虐待の防止に関する責任者の選定　　イ　成年後見制度の利用支援　　ウ　苦情解決体制の整備　　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。(1) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。(2) 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。(3) 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。 | 平18障発1206001第十三の4(3)③平18障発1206001第十三の4(3)③準用平18障発1206001第十三の3(7)平18障発第1206001第三の3(20)⑤平18厚令171第213条の20 |
|  | (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。(5) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。 |  |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | (6) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。◎　基準第213条の20は、利用者に対する適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保するため、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に受託居宅介護サービスの提供に係る業務を委託する方法等を規定したものであるが、このほか次の点に留意するものとする。ア　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は受託居宅介護サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。　　　 a　当該委託の範囲　　　 b　当該委託に係る業務(委託業務)の実施に当たり遵守すべき条件　　　 c　受託居宅介護サービス事業者の従業者により当該委託業務が基準第16章第5節第4款の運営に関する基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が　　　　定期的に確認する旨　　　 d　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し受託居宅介護サービス事業者に対し指示を行い得る旨　　　 e　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるようdの指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が確認する旨　　　 f　受託居宅介護サービス事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在　　　 g　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項イ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者はアのc及びeの確認の結果の記録を作成しなければならないこと。ウ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が行うアのdの指示は、文書により行わなければならないこと。エ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、基準第213条の22において準用する基準第75条第2項の規定に基づき、アのc及びeの確認の結果の記録を5年間保存しなければならないこと。オ　1の受託居宅介護サービスを提供する受託居宅介護サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。なお、この場合、居宅介護サービス事業者ごとにその役割分担を明確にしておくこと。カ　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、居宅介護サービス事業者と予め契約し、法第36条第1項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の19第1項の規定に基づき、当該受託居宅介護サービス事業者及び当該受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を都道府県知事に提出しなければならないこと。ただし、平成26年4月1日に現に存する指定共同生活援助事業所であって、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法 | 平18障発第1206001第三の4(3)④ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 28　支援体制の確　保29　定員の遵守30　非常災害対策 | 律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号。)附則第3条第2項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについては、同令附則第5条に基づき、平成26年4月1日以降最初の指定の更新までの間は、「事業」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供」と読み替えるものとする。キ　基準第213条の20第5項は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な指揮命令をすることを規定しているが、当該指揮命令には、基準第213条の22により準用される第28条の緊急時の対応、第36条の秘密保持等、第40条の事故発生時の対応及び第73条の身体拘束等の禁止の規定において求められている内容が、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に当たる受託居宅介護サービス事業者の従業者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。　指定共同生活援助事業者は，利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう，他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しているか。　◎　サービスの提供体制の確保，夜間における緊急時の対応等のため，地方公共団体や社会福祉法人等であって，障害福祉サービス等を経営する者や他の関係施設の機能を活用すること等により，支援体制が確立できると見込まれる者との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。　指定共同生活援助事業者は，共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させていないか。（ただし，災害その他のやむを得ない事情がある場合は，この限りでない。）(1) 指定共同生活援助事業者は，消火設備その他の非常　災害に際して必要な設備を設けるとともに，非常災害　に関する具体的計画を立て，非常災害時の関係機関へ　の通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に従業　者に周知しているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，非常災害に備えるため，　定期的に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。　◎　非常災害対策　　①　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的　　　計画の策定，関係機関への通報及び連携体制の整備，避難，救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければならない。　　②　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは，消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置しなければならない。 | 平18厚令171第212条の2平18障発1206001第十三の3(9)平18厚令171第212条の3平18厚令171第213条準用（第70条第1項)平18厚令171第213条準用（第70条第2項)平18障発120600第十三の3(3)準用（第四の3(19) |
|  | ③　「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合，消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせること。 |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ④ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは，火災等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 |  |
| 31　衛生管理等32　協力医療機関　等33　掲示34　秘密保持等 | (1) 指定共同生活援助事業者は，利用者の使用する施設，食器その他の設備及び飲用に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必要な措置を講ずるとともに健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めている か。　◎　指定共同生活援助事業者は，従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり，特に，従業者が感染源となることを予防し，また従業者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるほか，次の点に留意すること。　　①　指定共同生活援助事業者は，感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について，必要に応じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接な連携を保つこと。　　②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症対策，レジオネラ症対策等については，その発生及びまん延を防止するための措置について，別途通知等が発出されているので，これに基づき，適切な措置を講じること。　　③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること(1) 指定共同生活援助事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めてあるか。(2) 指定共同生活援助事業者は，あらかじめ，協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。　◎　共同生活住居から近距離にあることが望ましい。　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関及び協力歯科医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。(1) 指定共同生活援助事業所の従業者及び管理者は，正　当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその　家族の秘密を漏らしていないか。(2) 指定共同生活援助事業者は，従業者及び管理者であ　った者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利　用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必　要な措置を講じているか。　◎　秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決　　めるなどの措置を講じること。 | 平18厚令171第213条準用（第90条第1項）平18厚令171第213条準用（第90条第2項）平18障発1206001第十三の3(3)準用（第四の3(20)）平18厚令171第212条の4第1項平18厚令171第212条の4第2項平18障発1206001第十三の3(11)平18厚令171第213条準用（第92条）平18厚令171第213条準用(第36条第1項)平18厚令171第213条準用(第36条第2項)平18障発1206001第十三の3(3)準用（第三の3(24)②） |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点　 | 根拠法令 |
|  | (3) 指定共同生活援助事業者は，他の指定共同生活援助　事業者等に対して，利用者又はその家族に関する情報　を提供する際は，あらかじめ文書により当該利用者又　はその家族の同意を得ているか。◎　この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | 平18厚令171第213条準用(第36条第3項)平18障発1206001第十四の3(3)準用（第三の3(24)③） |
|  |
|  |
| 35　情報の提供等 | (1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助を利　用しようとする者が，適切かつ円滑に利用することが　できるように，当該指定共同生活援助事業者が実施す　る事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めてい　るか。(2) 指定共同生活援助事業者は，当該指定共同生活援助事業者について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平18厚令171第213条準用(第37条第1項)平18厚令171第213条準用(第37条第2項) |
| 36　利益供与等の　禁止 | (1) 指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定共同生活援助事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。(2) 指定共同生活援助事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平18厚令171第213条準用（第38条第1項）平18厚令171第213条準用（第38条第2項） |
| 37　苦情解決 | (1) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。　◎　「必要な措置」とは，具体的には，相談窓口，苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については，利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが望ましい。(2) 指定共同生活援助事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。　◎　苦情に対し指定共同生活援助事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため，当該苦情の受付日，内容等を記録することを義務付けたものである。　　また，指定共同生活援助事業所は，苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | 平18厚令171第213条準用（第39条第1項）平18障発1206001第十三の3(3)準用（第三の3(26)①）平18厚令171第213条準用(第39条第2項)平18障発1206001第十三の3(3)準用（第三の3(26)②） |
|  | (3) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関し，法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事 | 平18厚令171第213条準用（第39条第3項） |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 38 事故発生時の 対応 | 業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(4) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関し，法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに，都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(5) 指定共同生活援助事業者は，その提供した指定共同生活援助に関し，法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(6) 指定共同生活援助事業者は，都道府県知事，市町村又は市町村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。(7) 指定共同生活援助事業者は，社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか(1) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対する指定共同生活援助の提供により事故が発生した場合は，都道府県，市町村，当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。(2) 指定共同生活援助事業者は，事故の状況及び事故に際して採った処置について，記録しているか。(3) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対する指定共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。　◎　次の点に留意するものとする。　　①　利用者に対する指定共同生活援助の提供により　　　事故が発生した場合の対応方法については，あらかじめ指定共同生活援助事業者が定めておくこと　　　が望ましいこと。②　指定共同生活援助事業者は，賠償すべき事態に　　　おいて速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 | 平18厚令171第213条準用（第39条第4項）平18厚令171第213条準用（第39条第5項）平18厚令171第213条準用(第39条第6項)平18厚令171第213条準用(第39条第7項)平18厚令171第213条準用（第40条第1項）平18厚令171第213条準用(第40条第2項)平18厚令171第213条準用(第40条第3項)平18障発1206001第十四の3(3)準用（第三の3(27)） |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ③　指定共同生活援助事業者は，事故が生じた際に　はその原因を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。なお，「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので，参考にされたい。 |  |
| 39　会計の区分40　身体拘束等の　禁止41　地域との連携　等42　記録の整備<経過措置>１　地域移行型ホーム及び地域移行支援型ホーム (1) 地域移行支援型ホーム | 　指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助事業所ごとに経理を区分するとともに，指定共同生活援助の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，指定共同生活援助の提供に当たっては，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。(2) 指定共同生活援助事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。　指定共同生活援助事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。(1) 指定共同生活援助事業者は，従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。(2) 指定共同生活援助事業者は，利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定共同生活援助を提供した日から５年間保存しているか。　①　共同生活援助計画　②　サービスの提供の記録　③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録　④　身体拘束等の記録　⑤　苦情の内容等の記録　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録　◎　従業者，設備，備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要がある。※ 地域移行型ホームは平成27年４月１日から新設はなし。　次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第210条第1項の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行うことができる。一 　当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域（法第八十九条第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。）における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであること。 | 平18厚令171第213条準用（第41条)平18厚令171第213条準用（第73条第1項）平18厚令171第213条準用（第73条第2項）平18厚令171第213条準用（第74条）平18厚令171第213条準用(第75条第1項)平18厚令171第213条準用(第75条第2項)平18障発1206001第十四の3(3)準用（第四の3(23)）平18厚令171附則第7条第1項 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 二 　当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。２　前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第210条第2項から第9項までの規定を適用する場合においては、第210条第2項中「４人以上」とあるのは、「４人以上３０人以下」とする。 ◎　指定共同生活援助事業所及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の立地については、基準第210 条第１項の規定により、入所施設や病院の敷地外に立地されるべきこととしているが、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に長期間入院していた精神障害者が退院後すぐに地域での生活が困難な状況にある場合に、一定期間病院の近くで障害福祉サービスの利用等をしながら生活を送ることによって円滑に地域生活への移行が図られるよう、通過型の居住の場として、平成37 年３月31 日までの間、病院の敷地内に存する建物を共同生活住居とする場合であって、次の要件を満たす場合に限り、地域移行支援型ホームとして、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行うことができるものとする。なお、地域移行支援型ホームは、病院に長期間入院している精神障害者の地域移行を支援するための選択肢の１つとして試行的に実施するものであることから、新規の指定や運営期間については時限的なものとする。　 よって、新規の指定については平成27年４月１日から平成31年３月31日まで、指定後の運営期間については当該指定を受けてから６年間とする。なお、これらの期間を含む地域移行支援型ホームの将来の在り方については、平成30 年度にそれまでの地域移行支援型ホームの活動状況等を踏まえて検討する。また、平成27 年４月１日において現に存する従前の地域移行型ホームについては、基本的に従前の例により運営することができるが、加えて、３（１）について特に留意すること。　　（１）地域移行支援型ホームは、指定共同生活援助　　　又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う事業所のうち基準第210 条第１項の規定の特例措置であるため、異なる定めがある場合を除き、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助に係るその他の要件を満たさなければならない。　　（２）指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の量が、都道府県障害福祉計画において定める量に満たない地域であって、都道府県知事が特に必要と認めた場合であること。（３）病院の精神病床数の減少を伴うものであって、病院の定員１以上の削減に対し、地域移行支援型ホームの定員を１とする（つまり、病院の定員の削減数の範囲内で、地域移行支援型ホームの定員を設定することとなる。）。 | 平18障発1206001第十五の1 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | （４）１以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計数は、第210条第２項（基準第213 条の６において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、４人以上30人以下であること。地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。 | 平18厚令171附則第7条第2項 |
|  | ◎　地域移行支援型ホームを行う事業者が設置する共同生活住居は、医療の提供を行う病院とは異なり日常生活を送るための生活の場であり、利用者のプライバシーを確保する観点からも、共同生活住居の構造及び設備は、利用者の生活の独立性が確保されなければならない。　　このため、共同生活住居の入口は、病院を利用する患者や病院関係者が利用する病院の入口と異なるものとするとともに、病院を利用する患者等が共同生活住居に立ち入らないよう、建物を別にしたり廊下に壁や施錠されたドアを設ける等共同生活住居と病院を直接行き来できないような構造としなければならず、共同生活住居の設備は病院で使用する設備と共用することはできない。　　また、地域移行支援型ホームの従業者は、専ら当該地域移行支援型ホームの職務に従事する者でなければならず、サービス提供時間帯以外の時間帯も含め、当該地域移行支援型ホームを設置する病院の従業者と兼務してはならない。 | 平18障発1206001第十七の1の２ |
| (2) 地域移行支援　型ホームの提供期間 |  地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。　◎　地域移行支援型ホームは、地域への移行のための通過的な居住の場としての機能を有するものであることから、地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、２年を超えてサービスを提供してはならないことを原則としている。　　　しかしながら、個々のケースによっては、当該２年間が経過した時点において、利用者の状況や退去後の居住の場の確保が困難な場合など、一律に退居を求めることは適当でない場合も想定されることから、例外的に、市町村審査会における個別の判断により、地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間の延長が認められるものとする。 | 平18厚令171附則第7条第3項 |
|  |
|  (3) 地域移行支援型ホームの取扱方針 | 　地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。　◎　基準第３条に規定されているように、地域移行支援型ホーム事業者を含む指定障害福祉サービス事業者は、利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならないこととされている。 | 平18厚令171附則第9条平18障発1206001第十五の3 |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|   | このため、地域移行支援型ホームを行う事業者は、障害者権利条約の理念を踏まえつつ、利用者の意向を尊重して支援を行わなければならない。よって、地域移行支援型ホームの利用は利用する者の意思に基づき選択されなければならず、病院や地域移行支援型ホームを行う事業者がその利用を過度に推奨したり強制してはならない。また、利用者の地域移行支援型ホームにおける日常生活上の行為について、利用者が自由に行動できるよう配慮しなければならない。例えば、利用者が外出する際に当該事業者の許可を条件とすることや外部からの来客との面会を禁止すること、利用者の意思に反して日中活動の場を指定すること、利用者の日常生活上の行為について正当な理由なく報告を課すことなどはしてはならない。ただし、防犯上の理由などやむを得ない事情がある場合や共同生活を送る上で通常必要と考えられる必要最低限の範囲で一般的な決まりを設けることは可能であるが、利用者に対し不当な制限を課していると疑われる行為は厳に慎まなければならない。 |  |
|  | 　◎　地域移行支援型ホームを行う事業者は、利用者が、当該地域移行支援型ホームを退居し、一般住宅又は指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、安心して日常生活を営むことができるかどうか、指定特定相談支援事業者や他の障害福祉サービス事業者等の関係者を含め、定期的に検討を行うとともに、当該地域移行支援型ホームに入居してから原則として２年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、他の障害福祉サービス等を積極的に利用させる等関係者との十分な連携を図りつつ、入居中においても地域移行に向けて計画的に必要な支援を行うものとする。 |  |
|  (4) 地域移行支　援型ホームの計　画作成等 | 　地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第二百十三条又は第二百十三条の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。◎　地域移行支援型ホームにおけるサービス管理責任者は、基準第213 条又は第213 条の12 において準用する基準第58 条に規定される業務のほか、利用者に対するアセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者が当該地域移行支援型ホームに入居してから２年の間に、一般住宅等へ移行できるよう、適切な共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画を作成する必要がある。 | 平18厚令171附則第10条平18障発1206001第十五の4 |
|  | また、地域生活への移行を段階的に進める観点から、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、病院の敷地外の障害福祉サービス等を積極的に利用できるよう、支援しなければならない。この場合、敷地外の障害福祉サービス等を毎日利用しなければならないということではないが、段階的に敷地外の障害福祉サービス等を増やしていくなど、利用者の状況や地域移行へ向けたプロセス等を勘案しながら、適切な支援を行う必要がある。 |  |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| (5) 協議の場の　　設置 | １　地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。２ 　地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 | 平18厚令171附則第11条 |
|  | ◎　基準附則第11 条に規定する地域移行推進協議会は、地域移行支援型ホームを行う事業者が、利用者及びその家族、市町村職員又は当該地域移行支援型ホームを行う事業者以外の障害福祉サービス関係者等に対し、定期的に（四半期に１回程度を目安とする）活動状況を報告し、当該地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設け、利用者の地域移行へ向けた取組を明らかにするとともに、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、当該地域移行支援型ホームを行う事業者自らが主体的に設置すべきものである。なお、当該地域移行推進協議会は、当該地域移行支援型ホームの指定申請時において、既に設置されているか又は確実な設置が見込まれることが必要となるものである。さらに、地域移行支援型ホームを行う事業者は、法第89 条の３第１項に規定する協議会又はその他の都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（都道府県又は市町村職員、医療関係者、一般相談支援事業者などが参加して精神科病院に入院している障害者の地域移行の推進について検討を行う会議）（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に（少なくとも年に１回以上とする）実施状況を報告し、当該実施状況について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。また、当該地域移行推進協議会及び当該協議会等における報告等の記録は、基準第213 条又は第213 条の12 において準用する基準第75 条第２項の規定に基づき、５年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。 | 平18障発1206001第十五の5 |
| <経過措置>２　経過的居宅介　護利用型一体型　指定共同生活援　助事業所 (1) サービス管　理責任者 | 　指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、平成二十七年三月三十一日までの間、当該事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所）には、第二百八条第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。 | 平18厚令171附則第13条 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | (1) 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること　(2) 生活支援員を置くことが困難であること |  |
| 第６　変更の届出　　等 | 　指定共同生活援助事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，その１ヶ月前までに，その旨を京都府知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項施行規則第34条の23 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 第７　訓練等給付　　費の算定及び　　取扱い１　基本事項２　外部サービス　利用型共同生活　援助サービス費 (1) 対象者 | (1) 指定共同生活援助に要する費用の額は，平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第15により算定する単位数に，平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。 （ただし，その額が現に当該指定共同生活援助に要し　　た費用の額を超えるときは，当該現に指定共同生活 援助事業に要した費用の額となっているか。）　　※　1単位の単価は，10円に事業所が所在する地域　　　　区分及びサービス種類に応じて定められた割合　　　　(別表1)を乗じて得た額とする。(2) (1)の規定により，指定共同生活援助に要する費用の額を算定した場合において，その額に1円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて算定しているか。(3) 加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利用者数について　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は，当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし，新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合，利用者数の平均は，前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては，小数点第2位以下を切り上げるものとする。　　　また，共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては，入所等した日を含み，退所等した日は含まないものとする。　②　新設，増改築等の場合の利用者数について 　（一）新設又は増改築等を行った場合に関して，前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は，新設又は増改築等の時点から6月未満の間は，便宜上，定員の90％を利用者数とし，新設又は増改築の時点から6月以上1年未満の間は，直近の6月における利用者の延べ数を6月間の開所日数で除して得た数とし，新設又は増改築の時点から1年以上経過している場合は，直近1年間における全利用者の延べ数を1年間の開所日数で除して得た数とする。 　（二）定員を減少する場合には，減少後の実績が3月以上あるときは，減少後の延べ利用者数を3月間の開所日数で除して得た数とする。　 （三）なお，これにより難い合理的な理由がある場合であって，都道府県知事が認めた場合には，他の適切な方法により，利用者数を推定することができるものとする。　外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、所定単位数を算定しているか。 | 法第29条第3項平18厚告523一平18厚告539法第29条第3項平18厚告539平18厚告523二平18障発1031001第二の1(5)平18厚告523別表第15の1の2の2の注1 |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| (2) 外部サービス　利用型共同生活　援助サービス費　(Ⅰ)(3) 外部サービス　利用型共同生活　援助サービス費　(Ⅱ)(4) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)(5) 外部サービス　利用型共同生活　援助サービス費　(Ⅳ)(6) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費　(Ⅴ) |  ◎　共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。 ◎　この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であって国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。　◎　なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。　◎　指定障害福祉サービス基準附則第７条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に１年以上入院している精神障害者に限るものとする。　　　　外部サービス利用型共同生活援助サービス費　(Ⅰ)については、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に掲げる世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき244単を算定しているか。 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき199単位を算定しているか。　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき171単位を算定する。　外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、(2)から(4)までに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき114単位を算定しているか。外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)については、一時的に体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、基本サービス(1回当たり連続30日以内のものに限る。)を提供した場合に、年50日以内に限り、1日につき274単位を算定しているか。 | 平18障発1031001第二の3(8)③(一)準用①平18厚告523別表第15の1の2の2の注2平18厚告523別表第15の1の2の2の注3平18厚告523別表第15の1の2の2の注4平18厚告523別表第15の1の2の2の注5平18厚告523別表第15の1の2の2の注6 |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14第１項第１号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。 ア　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅰ） 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を４で除して得た数以上であること。 イ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅱ） 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を５で除して得た数以上であること。 ウ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅲ） 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を６で除して得た数以上であること。 エ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅳ） アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号。）附則第4条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。）であること。 オ　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ） (ⅰ) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。 (ⅱ） 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。（病院に入院している者についても同様の取扱いとする。）(ⅲ) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（Ⅴ)を算定している場合、自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、入院時支援特別加算及び長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算は算定しない。 | 平18障発1031001第二の3(8)③（二） |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| (7) 減算が行わ　れる場合(ｱ) 人員欠如減算 | 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)～(Ⅴ)のの算定に当たって、次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。　従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合　別に厚生労働大臣が定める割合●　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注7平18厚告523別表第15の1の注8の(1)平18厚告550十一 |
|  | 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乗じる割合外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を以下に掲げるところによるものとする。　　　・厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準　　　　　指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。・厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合百分の七十(世話人の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十) |  |
|  | ◎　人員欠如に該当する場合の所定単位数の算定についてア　算定される単位数指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき、世話人又生活支援員の員数を満たしていないこと 　・　減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。・　減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。●　世話人･生活支援員以外の人員欠如について・　減算が適用される月から５月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。・　減算が適用される月から連続して５月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。※　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。イ　指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員数が，指定障害福祉サービス基準の規定により配置すべき員数を下回っている。いわゆる人員欠如については，報酬告示及び第550号告示の規定に基づき，介護給付費等を減額することとしているところであるが，これは，適正 | 平18障発1031001第二の1(8) |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | なサービスの提供を確保するための規定であり，指定障害福祉サービス事業所は，人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。ウ　人員欠如減算の具体的取扱い　　 （一）指定基準の規定により配置すべき生活支援員・世話人については，人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には，その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員について減算される。　　　　 また，人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合には，その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員について減算される（ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。　　 （二）生活支援員・世話人以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者の全員について減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。 　　 （三）常勤又は専従など，従業者の員数以外の要件を満たしていない場合には，その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員について減算される（ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。エ　人員基準については，指定障害福祉サービス基準に規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり，指定障害福祉サービス基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。オ　共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。カ　京都府知事は，著しい人員欠如が継続する場合には，従業者の増員，利用定員等の見直し，事業の休止等を指導すること。当該指導に従わない場合には，特別な事情がある場合を除き，指定の取消しを検討するものとする。 　　  |  |
| (ｲ) 個別支援計画　　未作成減算 | (ｲ) 基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サ　ービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画が作成されていない場合次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合㈠ 作成されていない期間が３月未満の場合100分の70㈡ 作成されていない期間が３月以上の場合100分の50◎　個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について　　ア　算定される単位数　　（一） 減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。（二） 減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。※（一）及び（二）当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注7平18障発1031001第二の1(10) |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | イ　個別支援計画未作成減算については，指定障害福祉サービス基準の規定に基づき，個別支援計画の作成が適切に行われていない場合に，報酬告示の規定に基づき，介護給付費等を減額することとしているところであるが，これは個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保するためのものであり，指定障害福祉サービス事業者は，指定障害福祉サービス基準の個別支援計画に係る規定を遵守しなければならないものとする。ウ　個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い具体的には，次のいずれかに該当する月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで，次のいずれかに該当する利用者につき減算するものであること。 （一）サービス管理責任者による指揮の下，個別支援計画が作成されていないこと。 （二）指定障害福祉サービス基準に規定する個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていないこと。　　エ　京都府知事は，当該規定を遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には特別な事情がある場合を除き，指定の取消しを検討するものとする。 |  |
|  | (ｳ) 大規模住居　　減算（Ⅰ）(ｴ) 大規模住居　　減算（Ⅱ） | (ｳ) 共同生活住居の入居定員が8人以上である場合　　　　100分の90(ｴ) 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 　100分の87 　◎　外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。　　　ａ 　共同生活住居の入居定員が8人以上21人未　　　　満である場合　　　　　　当該共同生活住居に係る利用者の 外部サ　　　　　ービス利用型 共同生活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数　　　ｂ　同生活住居の入居定員が21人以上である場合　　　　　　当該共同生活住居に係る利用者の外部サービ　　　　ス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注7平18厚告523別表第15の1の2の2の注7平18障発1031001第二の3(6)①三 |
|  |
| (ｵ) 身体拘束廃止未実施減算 |  身体拘束等の禁止に関する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか◎　算定される単位数１日につき５単位を所定単位数から減算する。◎　当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等 | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注８平18障発1031001第二の1(12) |
| 眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | の廃止を図るよう努めるものとする。◎　都道府県知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。 |  |
| (10)サービス種類　相互の関係 | 　利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定していないかない。（居宅介護・重度訪問介護を除く） | 平18厚告523別表第15の1の2の2の注９ |
| ３　受託居宅介護　サービス費 | (1) 所要時間15分未満の場合　95単位(2) 所要時間15分以上30分未満の場合　192単位(3) 所要時間30分以上1時間30分未満の場合　261単位に 所要時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに86単位を加算した単位数(4) 所要時間1時間30分以上の場合　559単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分を増すごとに36単位を加算した単位数 | 平18厚告523別表第15の1の3 |
|  | ◎　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者(区分2以上に該当する利用者に限る。)に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。 | 平18厚告523別表第15の1の3注1 |
|  (1) 受託居宅介護サービスの対象者 | 　①　受託居宅介護サービスの対象者について　 　　 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の 利用者のうち区分2以上に該当する障害者とす る。 | 平18障発1031001第二の3(6)③ |
|  (2) 受託居宅介護サービス費の算定 | 　②　受託居宅介護サービス費の算定について受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス(身体介護を伴う場合に限る。)を行った場合に、算定しているか。受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。 |  |
|  | 　◎　外部サービス利用型共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。 |  |
|  | 　◎　受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活 |  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　 援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。 |  |
|  | ◎　また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。　　　なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。 |  |
|  (3) 基準単価の適用について | 　③　基準単価の適用について　　 外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があるこ　　　と。 |  |
|  (4) 受託居宅介護サービスの所要時間について | 　④ 受託居宅介護サービスの所要時間について　　ア　受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする　　　　なお、身体の状況等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。 イ　1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。　　ウ　受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本であるが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時 |  |
|  |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|   | 間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。 　なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所　　　要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。　　エ　「所要時間15分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。 |  |
| (5) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について | 　⑤　受託居宅介護サービス事業者への委託料について　　　 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。 |  |
| (6) 委託する受託 居宅介護サービ ス事業者の数に ついて | 　⑥　委託する受託居宅介護サービス事業者の数について　　　　外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこと。　　　　ア　外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認められる場合　　　　イ　利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認められる場合 |  |
| ４　福祉専門職員　配置等加算 |  (1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　10単位指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき世話人又は生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定共同生活援助事業所等)において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助等)を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第15の1の4平18厚告523別表第15の1の4の注1 |
|  |
|  | (2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　7単位 世話人等として常勤で配置されている従業者の うち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に１日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合においてイの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、を算定している場合は算定しない。 | 平18厚告523別表第15の1の4の注2 |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  |  (3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　4単位 次のア又はイのいずれかに該当するものとして　　 都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。　　 ア　世話人等として配置されている従業者のう ち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ　世話人等として常勤で配置されている従業 者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 | 平18厚告523別表第15の1の4の注3 |
|  | ◎　報酬告示 第15の1の4 の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④を準用する。　Ⅰ 福祉専門職員配置等加算の取扱い　　　　報酬告示第5の3の福祉専門職員配置等加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 ①　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)　　　　　指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100分の35以上であること。　　　　　なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。 | 平18障発1031001第二の2(5)④準用（第二の2(5)④(一)～(三)） |
|  | 　　　②　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)　 　指定基準の規定により配置することとされている直接処遇職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士である従業者の割合が100 分の25 以上であること。 |  |
|  | 　　　③　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 　 　 次のいずれかに該当する場合であること。 ア　直接処遇職員として配置されている従業者の総数(常勤換算方法により算出された従業者数をいう。)のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。　　　　イ　直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。　　　　　　なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業 を行う事業所(旧法施設を含む。)、 精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動 支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業 を行う事業所、 障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　　　　　また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。　　　 |  |
| ４の２　視覚・聴　覚言語障害者支　援体制加算 | 　視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の２第３項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき41単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第15の1の4の２　注 |
|  | ◎　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い　　（一） 報酬告示第６の４の視覚・聴覚言語障害者支援 体制加算については、注中「視覚又は聴覚若しく は言語機能に重度の障害のある者」とあるが、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。ア　視覚障害者身体障害者福祉法第15 条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳の障害の程度が１級又は２級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者イ 聴覚障害者身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者ウ 言語機能障害者 　　　身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し、日常生活おけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者　　（三） 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」とは、具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者であること。 　　　ア 視覚障害 　　　点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 　　　イ 聴覚障害又は言語機能障害 　　　手話通訳等を行うことができる者 　また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100 分の30 が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要である。 | 平18障発1031001第二の2(5)⑤準用（第二の2(9)⑦）準用（第二の2(6)⑥(一)(三)） |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| ４の３　看護職員配置加算 | 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、１日につき70単位を加算しているか。 | 平18厚告523別表第15の1の4の３　注 |
|  | ◎　看護職員配置加算の取扱いについて 報酬告示第15の１の４の３の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第１項、第213条の４第１項又は第 | 平18障発1031001第二の2(5)⑦ |
|  |
|  | 213条の14第１項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。 ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が１以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。ア　利用者に対する日常的な健康管理イ　医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等ウ　定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援エ　看護職員による常時の連絡体制の確保オ　重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の７の医療連携体制加算（医療連携体制加算（Ⅳ）を除く。）の算定対象とはならないこと。  |  |
|  |
|  |
| ５　夜間支援等体 制加算 | (1) 夜間支援等体制加算(Ⅰ) ①　夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生　 　活支援員等が支援を行う利用者(夜間支援対象利用 者)が２人以下　672単位　 ② 夜間支援対象利用者が3人　448単位　 ③ 夜間支援対象利用者が4人　336単位　 ④ 夜間支援対象利用者が5人　269単位　 ⑤　夜間支援対象利用者が6人　224単位　 ⑥　夜間支援対象利用者が7人　192単位　 ⑦　夜間支援対象利用者が8人以上10人以下　 149単位　 ⑧　夜間支援対象利用者が11人以上13人以下　112単位　 ⑨　夜間支援対象利用者が14人以上16人以下　 90単位　 ⑩　夜間支援対象利用者が17人以上20人以下　 75単位 　⑪　夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活援助を行う住居 (共同生活住居)に入居している場合に限る。) 　54単位 | 平18厚告523別表第15の1の5 |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  |  ◎　夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注1 |
|  | ◎　報酬告示第15の１の５のイの夜間支援等体制加算（Ⅰ）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑧において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。ア　夜間支援従事者の配置(ｱ) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。(ｲ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。(ｳ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、　 　 (i)　複数の共同生活住居(5カ所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。)に限る。)における夜間支援を行う場合にあっては20人まで、 　　　 (ii) 1カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあっては30人までを上限とする。 | 平18障発第1031001号第二の3(6)⑥(一) |
|  | 　　イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。 　　　　 また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 　　　　 なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型 |  |
|  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 |  |
|  |  (ｲ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。 (ｳ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。 　 (ｴ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト住居については、当該住居の形態や入居しいる利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。ウ　加算の算定方法 １人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の１の（５）の規定を準用して算定するものとする。 １カ所の共同生活住居において２人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の１の（５）の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。 なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の５のロの夜間支援等体制加算（Ⅱ）及び同ハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）を算定できないものであること。 (例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額 → 1,570人÷365日＝4.3人。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額（336単位）を算定 |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　　　 (2) 夜間支援等体制加算(Ⅱ) ①　夜間支援対象利用者が4人以下　112単位 ②　夜間支援対象利用者が5人　90単位 ③　夜間支援対象利用者が6人　75単位 ④　夜間支援対象利用者が7人　64単位 | 平18厚告523別表第15の1の5 |
|  |  ⑤　夜間支援対象利用者が8人以上10人以下　 50単位 ⑥　夜間支援対象利用者が11人以上13人以下　37単位 ⑦　夜間支援対象利用者が14人以上16人以下　30単位 ⑧　夜間支援対象利用者が17人以上20人以下　25単位 ⑨　夜間支援対象利用者が21人以上30人以下(夜間支援対象利用者が同一の共同生活住居に入居している場合に限る。)　18単位 |  |
|  | 　◎　宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。　　　ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の1の5の注2 |
|  |  ◎　夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。　　ア　夜間支援従事者の配置　　　　　夜間支援等体制加算(Ⅰ)のアを準用する。 　 イ　夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ｱ) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わない　　　　ものであること。　　　　　また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。　なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 | 第1031001号第二の3(6)⑧(二) |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | (ｲ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。 (ｳ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。 　 (ｴ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。　　　　　 |  |
|  | ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。　　　　　　　ウ　加算の算定方法　　　　　1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。　　　　　この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、１（基本事項）の(3)を準用して算定するものとする。　　　　　1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。　　　 　 なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、夜間支援等体制加算(Ⅰ)、(Ⅲ)を算定できないものであること。 | 平18厚告523別表第15の1の5平18厚告523別表第16の1の5の注3 |
|  |  (3) 夜間支援等体制加算(Ⅲ)　10単位　◎　夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。 | 第1031001号第二の3(6)⑤(三) |
|  | 　◎　夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。 |  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ア　夜間防災体制の内容　　　　　警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。　　　　　なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。イ　常時の連絡体制の内容　　　　　常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。　 (ｱ) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯 の連絡体制が確保されている場合　　　(ｲ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合 |  |
|  | 　　　　　ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。 　なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。　 ウ　加算の算定方法　　　　 常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。　　　　 なお、夜間支援等体制加算(Ⅰ)・(Ⅱ)を算定している指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。 |  |
| ５の２　夜勤職員加配加算 | 指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、１日につき149単位を加算しているか。 | 平18厚告523別表第15の1の5の2の注 |
|  | ◎　夜勤職員加配加算の取扱いについて 報酬告示第15の１の５の２の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の（一）から（三）までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。 (一) 夜間支援従事者の加配 加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要があり、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。  | 第1031001号第二の3(6)⑨ |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。 (二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。 また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 |  |
|  | (三) 加算の算定方法 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の４第２項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を１以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。  |  |
| ７　日中支援加算 |  (1) 日中支援加算(Ⅰ) ① 昼間の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者(以下この1の7において「日中支援対象利用者」という。)が1人の場合　　539 単位 ② 日中支援対象利用者が2人以上の場合　270単位　◎　　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定共同生活援助事業所にあっては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に支援を行った場合については、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の1の7平18厚告523別表第15の1の7の注1 |
|  |
|  |
|  |  ◎　指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。 　ア　日中支援従事者の配置　　 (ｱ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。 | 第1031001号第二の3(6)⑪ |
|  |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。　　 (ｲ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。 　　　　 ただし、別途報酬等(日中支援加算(Ⅱ)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 |  |
|  | 　イ　加算の算定方法加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。なお、指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業者については、この加算を算定することができない。 |  |
|  |
|  |  (2) 日中支援加算(Ⅱ) ① 日中支援対象利用者が1人の場合 ア　区分4から区分6まで　539単位　　 イ　区分3以下　270単位　 ② 日中支援対象利用者が2人以上の場合 ア　区分4から区分6まで　270単位 イ　区分3以下　135単位　◎　指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分２以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。 ◎　日中支援加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画等）に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場 | 平18厚告523別表第15の1の7平18厚告523別表第15の1の7の注2第1031001号第二の3(6)⑪ |
|  |
|  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  |  　合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。　　ア　日中支援従事者の配置　　　(ｱ) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。 | 第1031001号第二の3(6)⑪ |
|  | なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の４に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。 　　　　(ｲ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。　　　　　　ただし、別途報酬等(日中支援加算(Ⅰ)を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。 |  |
|  | イ　加算の算定方法　　　　加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、日中支援加算(Ⅰ)の日中支援対象利用者の数を含めること。　　　　なお、指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例の適用を受ける利用者及び経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業者については、この加算を算定することができない。 |  |
| ８　自立生活支援　加算 | 自立生活支援加算　500単位　◎　居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあっては、加算しない。 | 平18厚告523別表第15の2の注1 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 一　上記の退院前の相談援助については、入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の居宅生活(福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。)に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中1回に限り加算を算定するものである　　　また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として加算を算定するものである。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑨準用（第二の2(5)③） |
|  | 　二　地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。　三　地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。ア　退院して病院又は診療所へ入院する場合イ　退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合ウ　死亡退院の場合　四　地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。　五　地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。　　ア　退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助　　イ　食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助 |  |
|  | 　　ウ　退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助　　エ　住宅改修に関する相談援助　　オ　退院する者の介護等に関する相談援助　六　退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。　◎　ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。  | 平18障発1031001第二の3(6)⑧ |
|  |
| ９　入院時支援特　別加算 |  (1) 当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合561単位 (2) 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合　1,122単位　◎　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な　利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（共同生活援助計画）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援 | 平18厚告523別表第15の3平18厚告523別表第15の3注 |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　　を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。　一　入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、加算する。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑩準用（第二の3(2)⑫） |
|  |  　二　入院時支援特別加算(1)が算定される場合にあっ　　ては少なくとも1回以上、入院時支援特別加算(2)が算定される場合にあっては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、入院時支援特別加算(1)を算定する。　三　入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。　四　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓　　練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。 |  |
|  | 　五　入院時支援特別加算は、長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。　◎　なお、共同生活援助サービス費（Ⅳ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅴ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。  | 平18障発1031001第二の3(6)⑬ |
| 10　長期入院時支　援特別加算 | (1) 指定共同生活援助事業所の場合　122単位(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合150単位 (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は　　経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場　　合　76単位　◎　家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、世話人、生活支援員及びサービス管理責任者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が | 平18厚告523別表第15の3の2平18厚告523別表第15の3の2の注 |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。 |  |
|  | 　一　長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに退院後の円 滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑭準用（第二の3(2)⑬） |
|  | 　二　長期入院時支援特別加算が算定される場合にあっては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。 　また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。 |  |
|  | 三　長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。 |  |
|  | 　四　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。　五　長期入院時支援特別加算は、入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。　六　長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。　◎　指定共同生活援助事業所は(1)の加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は(2)の加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は(3)の加算額を算定するものとする。 なお、共同生活援助サービス費（Ⅳ）、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費（Ⅴ）を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。  | 平18障発1031001 |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 11　帰宅時支援加　算 | (1) 当該月における家族等の居宅等における外泊期間 (外泊の初日及び最終日を除く。)の日数の合計が3日以上7日未満の場合　187単位 (2) 当該月における家族等の居宅等における外泊期間の日数の合計が7日以上の場合　374単位 ◎　利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。 | 平18厚告523別表第15の4平18厚告523別表第15の4の注 |
|  | 　一　帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練(生　　活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、算定する。　二　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。　また、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直しを行う必要があること。　三　外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降の　　この加算の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。　四　帰宅時支援加算は、長期帰宅時支援加算を算定す　　る月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。　五　共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合で　　あって、宿泊型自立訓練事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑮準用（第二の3(2)⑭） |
|  | 　◎　なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑫ |
|  |
| 12　長期帰宅時支　援加算 | (1) 指定共同生活援助事業所の場合　40単位(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 50単位(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の場合　25単位 | 平18厚告523別表第15の5 |
|  | 　◎　利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算 | 平18厚告523別表第15の5の注 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |
|
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 |  |
|  | 　　する(継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。 |  |
|  | 　一　長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓　　練(生活訓練)計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑯準用（第二の3(2)⑮） |
|  | 　二　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。　　　また、必要に応じ自立訓練(生活訓練)計画の見直　　しを行う必要があること。 |  |
|  | 　三　長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外　　泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。　四　長期帰宅時支援加算は、帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。　五　長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算　　と同一日に算定することはできないこと。六　共同生活援助への体験的な利用の場合であって、　　指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の指定共同生活援助事業所等を利用する場合は算定しないものとする。 |  |
|  | 　◎　指定共同生活援助事業所は(1)の加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は(2)の加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は(3)の加算額を算定するものとする。◎　なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅳ）、報酬告示第15の１の２の注９に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑯ |
| 13　地域生活移行　個別支援特別加　算 | 地域生活移行個別支援特別加算　670単位　◎　別に厚生労働大臣が定める施設基準（注１）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（指定共同生活援助事業者等）が、厚生労働大臣が定める者（注２）に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害 | 平18厚告523別表第15の6平18厚告523別表第15の6の注 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき670単位を加算しているか。で)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき670単位を加算しているか。 |  |
|  | 注１　厚生労働大臣が定める施設基準　(1) 指定基準により置くべき世話人又は生活支援員に加え，別に厚生労働大臣が定める者（注２）に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。 | 平18厚告551七 |
|  | 　(2) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに，厚生労働大臣が定める者（注２）に対する支援について，当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。　(3) 指定共同生活援助事業所の従業者に対し，医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。　(4) 保護観察所，更生保護施設，指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 |  |
|  | 注２　厚生労働大臣が定める者　　　医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受ける者，刑事施設若しくは少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果，受け入れた者であって釈放から3年を経過していないもの又はこれに準ずる者　一　対象者の要件　　　　医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年　　　を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更 | 平18厚告556九平18障発1031001第二の3(6)⑰準用（第二の3(2) |
|  | 生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所を利用す　　　ることとなった者をいうものである。　　　　なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居　　　宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。 | ⑰） |
|  | 　二　施設要件　　　加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。　　　なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。 |  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　　　　　また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。　 |  |
|  | 三　支援内容加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、　　　　行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(生活訓練)計画の作成イ　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催ウ　日常生活や人間関係に関する助言エ　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援 　 オ　日中活動の場における緊急時の対応 　 カ　その他必要な支援 |  |
| ６の２ 精神障害者地域移行特別加算 | 指定障害福祉サービス基準第211条の３（第213条の11において準用する場合を含む。）又は第213条の19に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の４又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を１人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に１年以上入院していた精神障害 | 平18厚告523別表第15の6の2の2の注 |
|  |
|  |  | 者であって当該精神科病院を退院してから１年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき300単位を加算する。ただし、６の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。 |  |
|  | ◎　精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の６の２の２の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。 (一)　対象者の要件 精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。 また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内について、加算の算定 | 平18障発1031001第二の3(6)⑱準用3(2)⑱ |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ができるものとすること。 なお、１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内について、加算を算定できるものである。 |  |
|  | ◎　精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の６の２の２の精神障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  | 平18障発1031001第二の3(6)⑱準用 |
|  |  (一)　対象者の要件 精神科病院に１年以上入院していた精神障害者であって、退院してから１年以内の者であること。 また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から１年以内について、加算の算定ができるものとすること。 なお、１年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から１年以内について、加算を算定できるものである。 | 3(2)⑱ |
|  |
|  |  | (二)　施設要件 事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所であること。また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を１人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。 |  |
|  | (三)　支援内容 加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。 ア　社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要す者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた共同生活援助計画の作成 イ　精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む） ウ　対象利用者との定期及び随時の面談 エ　日中活動の選択、利用、定着のための支援 オ　その他必要な支援 |  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| ６の３ 強度行動障害者地域移行特別加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから１年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、１日につき300単位を加算しているか。ただし、１の６の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の6の2の3の注 |
|  | ◎　厚生労働大臣が定める基準介護給付費等単位数表第の６の３の注の厚生労働大臣が定める基準障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。 | H18告示543四十準用第四号 |
|  | ◎　厚生労働大臣が定める施設基準介護給付費等単位数表第の６の３の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準次の⑴及び⑵のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定共同生活援助事業所であること⑴　指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。⑵　指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。 | H18告示551七ハ準用第四号ニ |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第11の５の11の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。 (一)　対象者の要件 障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調 | 平18障発1031001第二の3(6)⑲ |
|  | 査の項目中、行動関連項目（第543号告示別表第２に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が10点以上の者（以下この⑲において「強度行動障害を有する者」という。）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に１年以上入所していたもののうち、退所してから1年以内の障害者であること。 |  |
|  | また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から１年以内について、加算の算定ができるものとすること。 なお、１年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から１年以内について、加算を算定できるものである。 (二)　施設要件 以下のいずれにも該当する指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、強度行動障害を有する者に対して、共同生活援助計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。(ア)　指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を１以上配置していること。(イ)　指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。 |  |
| 14　医療連携体制　加算 | (1) 医療連携体制加算(Ⅰ)　500単位　◎　医療機関等との連携により、看護職員を指定共同　　生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、４の３の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注1 |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | (2) 医療連携体制加算(Ⅱ)　250単位　◎　医療機関等との連携により、看護職員を指定共同　　生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、４の３の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注2 |
|  |  (3) 医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位　◎　医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰かくたん吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、４の３の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注3 |
|  |  (4) 医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位　◎　喀痰かくたん吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰かくたん吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)又は(2)を算定している場合にあっては、算定しない。 | 平18厚告523別表第16の7の注4 |
|  |  (5) 医療連携体制加算(Ⅴ)　39単位　◎　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するもの（注）として都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、４の３の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の7の注5 |
|  | 注　厚生労働大臣が定める施設基準ロ　(1) 当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は　病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。 (2) 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保し　　ていること。 (3) 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の　　際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の　　内容を説明し、同意を得ていること。 | 平18厚告551八ロ準用第七号ニ |
|  | 　◎　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、 　　以下を準用する。　・　医療連携体制加算(Ⅰ)、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については、　　医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入　　所事業所等に訪問させ当該看護職員が障害者に対し　　て看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀　　痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うもの　　である。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑳準用（第二の2(7)⑮） |
|  | 　一　指定短期入所事業所等は、あらかじめ医療連携体　　制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。このサービスは指定短期入所事業所等として行うものであるから連携する医療機関の医師から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。 |  |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 二　指定短期入所事業所等は、当該障害者に関する必　　要な情報を保護者等、主治医等を通じ、あらかじめ入手し本人の同意を得て連携する医療機関等に提供するよう努めるものとする。 |  |
|  | 三　看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。 |  |
|  | 　四　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は指定短期入所事業所等が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。(「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」を参照のこと。)五　報酬告示第７の５の医療連携体制加算（Ⅵ）又は（Ⅶ）について、報酬告示第７の５の注６又は注７における「１日当たりの訪問時間」については、連続した時間である必要はなく、１日における訪問時間を合算したものであること。なお報酬告示第７の５の医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定している場合には、当該加算は算定できないものであること。  |  |
|  | 　◎　医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。　　　したがって、　　　ア　利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。　　　イ　看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。　 　 ウ　医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、 　　　　 ・　利用者に対する日常的な健康管理　　　　　・　通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関(主治医)との連絡・調整等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。　　　　　なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる | 平18障発1031001第二の3(6)⑮ |
|  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 15　通勤者生活支　援加算 | 通勤者生活支援加算　18単位　◎　指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共　　同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 | 平18厚告523別表第15の8の注 |
|  | 　　　　　一　報酬告示第11の5の3の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100の50以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型及び指定就労継続支援B型の利用者は除くものであること。 | 平18障発1031001第二の3(6))㉑準用（第二の3(2)⑪） |
|  | 　二　通勤者生活支援加算を算定する事業所において　　は、主として日中の時間帯において、勤務先その他　　の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する　　相談援助を行うものとする。 |  |
| 16　福祉・介護職 員処遇改善加算 |  別に厚生労働大臣が定める基準（注）に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等 (国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。)が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年３月31日までの間（Ⅳ及びⅴについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 (1) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　　　２から15まで (6を除く。)により算定した単位数の1000分の170 に相当する単位数 (2) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 　２から15までにより算定した単位数の1000分の124 に相当する単位数 (3) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ２から15までによりにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数 (4) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　(3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数 (5) 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)　(3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数注　厚生労働大臣が定める基準　１ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。①　福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込み額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）が，福祉・介護職員処遇改 | 平18厚告523別表第15の9の注平18厚告543四十 |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　　　善加算の算定見込み額(※)を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。②　当該事業者において，①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し，全ての福祉・介護職員に周知し、京都府知事に届け出ていること。③　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善 |  |
|  | 分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。　 ④　当該事業者において，事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を京都府知事に報告すること。　 ⑤　労働基準法その他の労働に関する法令を遵守していること。　 ⑥ 当該事業者において，労働保険料の納付が適正に行われていること。　 ⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること（一）福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。（二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。（三）福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。（四） （三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。（五）　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。（六）　（五）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。　 ⑧　平成27年4月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用の概算額を，全ての福祉・介護職員に周知していること。 |  |
|  | 　２　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)１の①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
|  |
|  | ３　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　　 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　①　１の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。　②　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。　（一）　次に掲げる要件の全てに適合すること。　　ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。　　ｂ ａの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・　　　　介護職員に周知していること。 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | 　（二）次に掲げる要件の全てに適合すること。 |  |
|  | 　 ａ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。ｂ ａについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。③　平成二十年十月から１の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容 |  |
|  | （賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。 |  |
|  | ４　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)　　　１の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、３の②又は③に掲げる基準のいずれかに適合すること。 |  |
|  | ５　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)１の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。このため、福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合には、福祉・介護職員処遇改善特別加算は算定できないこと。なお、福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」)を参照すること。 | 平18障発1031001第二の3(6)⑯準用（第二の2(1)⑱） |
|  |
| 17　福祉・介護職 員処遇改善特別　加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。 | 平18厚告523別表第15の10の注平18厚告543四十二 |
|  | 　(1) 指定共同生活援助事業所の場合　1から15までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数注　厚生労働大臣が定める基準　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。　イ　福祉・介護職員等の賃金(退職手当を除く。)に要する費用の見込額が、福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。　ロ　当該指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 |  |
|  | 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
| 18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 　ハ　福祉・介護職員処遇改善特別加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。　ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。　ホ　算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。　ヘ　当該指定居宅介護事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)⑴ 指定共同生活援助事業所の場合２から１５までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)⑴ 指定共同生活援助事業所の場合１から８までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数◎　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。◎　厚生労働大臣が定める基準イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1)　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。(一)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。(二)　当該指定共同生活援助事業所(介護給付費等単位数表第15の1の注1に規定する指定共同生活援等をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。 | 平18厚告523別表第15の11の注平18障発1031001第二の3(6)㉓準用（第二の2(1)㉒）平18厚告543四十二の二(準用第十七号の二) |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　　眼　　点 | 根拠法令 |
|  | (三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。(四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。(2)　当該指定共同生活援助事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。(3)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。(4)　当該指定共同生活援助事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。(5)　 共同生活援助サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(6)　 共同生活援助サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。(7)　平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての障害福祉人材等に周知していること。(8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |